

2012年 10月 12日

横須賀市長 吉田 雄人 様

2013年度横須賀市予算に対する
日本共産党市議会議員団の要望

日本共産党横須賀市議会議員団

団長	井 坂	新 哉
	ね ぎ し	か ず こ
	大 村	洋 子

2013年度予算要望書の提出にあたって

はじめに

日頃からの市政運営に対するご尽力に敬意を表します。

来年度予算に対する日本共産党横須賀市議員団としての予算要望を提出いたします。

東日本大震災、福島第一原子力発電所の事故から1年半以上経ちますが、震災復興も原発事故の収束もめどが立たず、一日も早い復旧・復興を願い、国の総力を挙げた全面的な支援策を求め続けたいと思います。

福島第一原子力発電所の事故の国会、政府、民間のそれぞれの事故調査委員会の報告書が出揃っていますが、国会での審議は未だおこなわれていません。原子力規制委員会が発足しましたが、期待した独立の規制機関としての役割が果たせるか疑問が出されています。これらの動向を座視して待つのではなく、国の諸機関に対して原発事故の教訓を踏まえての抜本的な原子力防災対策の強化、改善にとりくむことを貴職の立場からも強く求め、原子力空母の原子力防災対策に生かすよう強く求めます。

いま、市民のくらしはかつてない厳しい状況にあります。地方自治体は市民のいのちとくらしを守ることが何よりも優先して取りくむべきしごとです。市財政の厳しいことばかりが強調されますが、その最大の要因は国政の失政による景気の引き続く後退と地方財政削減策の押しつけによる歳入減にあります。消費税増税と社会保障の改悪は市民にいっそうの犠牲を強いるもので、地方財政がますます厳しいものになっていくばかりです。自治体を預かる立場からも撤回を求めるとともに、国民のふところを暖める施策への転換で市財政の改善をはかることを求めます。

子育て支援、高齢者施策を飛躍的に充実させ、「子育ても、老後も横須賀で」と言われるような特色を出し、みんなが生き生きらせる横須賀のまちにしてこそ人口流出に歯止めがかかり活力も生まれます。

リフォーム助成は議会の多数の賛同を得た施策ですが、貴職は空き家対策として実施されました。しかし応募が少なく対象を広げるなど改善されましたが、まだまだ不十分です。この制度は地域経済を暖めるカンフル剤であり、地域内でお金がめぐりめぐって市財政の収入増にもつながります。市民が利用しやすい簡素な手続きと思い切った規模で予算計上し、経済対策としてしっかり位置づけたとりくみを強く求めます。

本要望書は、日頃からわが議員団に寄せられた切実な市民の願いを予算要望としてまとめたものですが、国政や県政に対するものについては市として国・県に要望を上げていただき、ともに努力していただきたいと思います。また、長期のとりくみが必要なものも含まれておりますが、市政運営の方向性をくみとっていただき、予算編成および市政運営に活かしていただくようお願い申し上げます。

1 介護・福祉・医療、くらし

(一) 介護保険制度のもとで、市が公的役割を発揮して施策の拡充をはかる。

- ① 2013年度（平成25年度）は、新たな高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定のためアンケート調査などをおこなうと思いますが、策定にあたって利用者のサービス利用意向や生活状況、サービス提供者の経営状況など現場の声を反映させた計画とすること。
- ② 介護度や要支援で決められたサービス量を超え、自費でサービスを受けていることが多くなっていると聞いている。その実態を各事業所などに問い合わせをし、自費を含めた介護の状況を把握すること。
- ③ 地域包括支援センターの増設をはかり、きめ細かな介護予防事業を推進すること。地域包括支援センターで地域のネットワーク作りができるような体制の確保と情報提供などの支援を市として強化すること。
- ④ 地域包括支援センターが地域支援事業をもっと積極的に行えるよう支援するとともに支援事業費の増額をし、国にも増額を要求すること。
- ⑤ 生活保護水準にある介護被保険者の保険料と利用料の減免にあたっては、一般会計で負担し、国・県へ交付要求すること。
- ⑥ 在宅サービス利用料の減免対象者を生活保護水準の1.3倍とすること。低所得者対策のさらなる拡大をはかること。
- ⑦ 市立の特別養護老人ホーム・老人保健施設を建設し、高齢者福祉におけるサービス水準の維持向上や緊急対応など市民要望に応える公的役割を果たすこと。2000人を超える待機者を解消するため、次期計画では待機者を半減できる施設整備計画とすること。
- ⑧ 介護職員処遇改善交付金の復活を国に要求する。施設経営の状況を市としても調査し、その実態を明らかにすること。また、介護報酬の増額状況やケアマネージャーやヘルパーなど介護施設に働く職員の労働状況などを市として把握し、必要があれば改善を求めること。また、国に対し現状を伝え、介護保険制度の改善を求めること。
- ⑨ 介護、障がい者、学童保育、子育て支援施設などの施設建設にあたっては、公有地の無償貸し付けなどの援助をおこない促進すること。また、市の方から不動産業界に協力を要請し物件の情報提供につとめること。

(二) 高齢者が健康で、明るく、元気にくらし、介護予防にも役立つように。

- ① 緊急通報システムは事業仕分けで有料化が提案されているが無料ままとし、設置台数など早急に拡充すること。
- ② 地域での介護予防事業やネットワークを広げるために「いきいきふれあいサロン」などをもっと拡充すること。各地域で行われている高齢者の助け合い事業を市として支援を拡充すること。
- ③ 総合福祉会館の利用に限らず、各種市施設の高齢者利用料金を「受益者」負担論などの視点だけで考えるのではなく、病気予防や介護予防など広くとらえて、高齢者が元気に活動することを支援する立場から無料にすること。
- ④ はり・灸・マッサージ施術に対する助成制度であるシニアリフレッシュ事業をいっそう充実させること。
- ⑤ 高齢者が外出する機会を増やすことは介護予防の観点からも経済効果の観点からも重要であり、少しでも外出しやすい状況を作る必要がある。コミュニティバスなど高齢者の移動支援を強化する。「はつらつシニアパス」は大変好評であるので、購入助成を継続するとともに、助成費を増額して利用者負担を軽減すること。
- ⑥ 健康福祉部、町内会・自治会と連携し、高齢者世帯に対応したゴミ分別収集、ゴミ持ち出しサービスの実施に踏み出すこと。

(三) 障がい者（児）福祉を拡充する。

- ① 重度心身障害児者施設が設置されますが、市として土地購入の借入金に対しても助成するなど、最大限の助成をするよう努めること。
- ② 重症心身障がい児者に対するサービス供給体制が不十分であるため、早期に改善を図ること。また、重症心身障がい児者の緊急一時入所のニーズに対応できていない状況を早期に改善するため、市民病院、うわまち病院などを緊急措置として活用するなどの対応を行うこと。
- ③ 障害者総合福祉法について、障害者制度改革推進会議で提言された内容に基づき改定するよう国に求めること。
- ④ 本庁舎にマリンショップが開設されたが、運営を市としても援助すること。さらに、地域作業所の製品を行政センターでも販売できるようにすること。また、公共施設を新設する時には地域作業所などの製品販売コーナーを設置し、関係部局が協力し推進に努めること。
- ⑤ 障がい者地域作業所に対する補助を引き続きおこない、以下のように拡充すること。
 - (1)障がい者地域作業所の安定的な運営と職員の安定確保を図れるよう、計画

的に基本補助額を大幅に引き上げること。補助額の算定は定員を基準にすること。

- (2) 重度障がい者を多く受け入れているという実態から、運営要綱の職員の配置基準を2名以上と改定し、補助金の算定基礎とすること。県の障害者地域作業指導事業実施要綱の改定を求めること。
 - (3) 耐震性の高い安全な建物を確保するという点で、家賃補助額の引き上げを図ると共に市の公共施設の提供を検討すること。
 - (4) 地域作業所を運営する団体が地域作業所の確保のため建物を所有した場合、建設費補助や利子補給制度などの補助金制度を設けること。
- ⑥ 民間社会福祉施設への市の単独補助の減額を元に戻し、さらに増額すること。
- ⑦ 自閉症、発達障害に対する正しい理解をひろげるとともに、相談・支援体制を拡充すること。
- ⑧ 福祉の水準を落とさないように努めるとともに、次のことを実施すること。
- (1) 施設やサービス事業者に対する苦情処理の対応を強化すること。特に入所施設については、家族や関係者が資料などの閲覧ができるなど情報の公開や施設運営の透明度を図るよう指導・監査すること。
 - (2) 障がい者に対する相談体制を充実・強化し、専門職員であるケースワーカーを増員すること。
 - (3) サービス供給不足を早急に解消すること。施設やサービス事業者が利用者を選択するいわゆる「逆選択」が起きないように市として適切な指導体制を確立すること。特に施設入所については待機者が多いため、市が責任を持って施設整備を計画的におこなうこと。
 - (4) 在宅サービスのヘルパー派遣の限度額基準の廃止と必要な予算をつけるよう国へ要求すること。
 - (5) 障がい者の社会参加を広げるためにも、通勤にサービス利用ができるよう国に要請する。市としても就労援助金などの助成制度を拡充するなどの対応を検討すること。
- ⑨ 生活ホームに個室を確保するなどの質的向上を図るため、家賃補助の上限を引き上げるとともに、四分の三補助とすること。国庫助成の増額を求めること。
- ⑩ 聴覚障がい者からの次の要望を実現すること。
- (1) 手話通訳者・要約筆記者を専門職として位置づけ、手話通訳報酬をさらに引き上げること。
 - (2) 距離によって異なる手話通訳者・要約筆記者の交通費を通訳料に含めて設定するのは合理性に欠ける。交通費の実費は別途市が負担すること。
 - (3) 難聴者への要約筆記の派遣事業は、障がい者手帳を持っている人全部を派

遣対象とすること。要約筆記者の要請に力を入れること。

(4)高齢の聴覚障がい者にファックスの活用を研究するなど、日常の安否確認をおこなう体制をとること。

⑪ 視覚障がい者からの次の要望を実現すること。

(1)市の施設への音声誘導装置の設置をひきつづきすすめること。また、設置については周辺居住者の理解が得られるよう市として、さまざまな工夫をすること。

(2)SPコードの普及に努め、市広報や公文書に記載するようにすること。

⑫ 重度障がい者住宅設備改良費補助制度の大幅改善を行うこと。

⑬ 知的障害児施設の早期設置を進めること。

⑭ 重度障害者福祉手当について事業仕分けで見直しの意見が出されているが、削減するのではなく、拡充すること。

⑮ 重度障がい者医療補助制度の一部負担金を撤回するよう県に求めること。市として一部負担金を助成しているが県が撤回するまで現行通り実施すること。また、この制度の助成対象を精神障がい者にも拡大するように市としても対応すること。

⑯ 地域生活支援事業については、大幅に国の予算を増やすよう求めること。

(四) 障がい者の就労支援の強化とノーマライゼーションを推進する

① 国連で採択された障がい者権利条約の批准を国に求めること。また、地方から声をあげて国の姿勢を変えていくためにも、国の施策待ちにならないで、障がい者が参加した検討委員会などを設置し、障がい者権利条例の制定に向け具体的にとりくむこと。

② 南体育館、西体育館のエレベーター設置は構造上の困難があるが、工法を研究するなど優先的にとりくむこと。市内の施設のバリアフリー化をさらに推進すること。

③ 障がい者の就労促進のため、市の施設の特性を考慮しながら、指定管理者などの業務委託要件に障がい者雇用を義務付けること。また、障がい者雇用の観点から、施設の内容に応じて指定管理者として都市施設公社を指名するなどの工夫をすること。

④ 岩戸養護学校、武山養護学校と本市には2つの養護学校がある。卒業生の就労が大変厳しい状況の中で、近隣自治体では既に行われている就労継続支援A型の施設が本市においてもスタートできるよう市として支援すること。

⑤ 2009年、2010年と知的障害者、精神障害者が非常勤職員として雇用されたこ

とは評価している。さらに雇用が広がるよう努めること。

(五) 子育て支援を強化し、子どものしあわせを守る。

- ① 小児医療助成事業については、義務教育終了までをめざし、当面小学校3年生まで拡大すること。一部負担金は徴収しない姿勢を貫くこと。また、医療費無料化を国の制度にするよう求めること。
- ② 保育園の待機乳幼児を解消できるよう増設につとめること。少子化対策の要となる保育所の充実を重点施策としてすすめること。保育料の保護者負担の軽減をすすめるとともに、職員の体制を充実して、零歳児保育のいっそうの拡充、保育園の時間をさらに延長するなど充実させること。私立保育所に対する助成を抜本的に増額すること。
- ③ 保育園再編計画にある公立保育園の民営化の方針をやめること。
- ④ 共同運営の学童保育について以下の要望を実現すること。
 - (1) 運営費補助の充実を含めた支援をさらに拡充し、全国で一番高い保護者負担を現在の半額にするよう努めること。
 - (2) 指導員の人件費を公費助成で保障し、家賃については公共施設利用が難しい場合は、公共施設を利用している学童保育と格差が生じないよう、全額を補助すること。
 - (3) 各学童保育所で行っているひとり親世帯に対する補助額を増額し、ひとり親世帯の軽減策を拡充すること。
 - (4) 耐震工事がなされていない学童保育所もあると聞く。その施設の耐震化について財政支援を含め相談にのること。各学童保育所の実情に見合った防災マニュアル作成を支援すること。
- ⑤ 学童保育の設置・運営に対する公設民営方式の導入について検討をはじめること。

(六) 市民病院の診療体制を回復・充実させるとともに、後期高齢者医療保険制度の撤廃を要求する。

- ① 縮小した診療体制の回復と充実にとりくむよう強く求める。
 - (1) 産科の休診は市の周産期医療サービスの低下を招いている。産科再開にむけて最優先でとりくむこと。
 - (2) 入院休止の4つの診療科の医師をはじめ、看護師等の確保は待ったなしの課

題である。指定管理者任せにしないで市としても全力をあげることにする。

- (3) 障がい者医療、難病医療、NICUの対応など、市立病院の役割を踏まえ、診療体制の充実を図ること。
- (4) 看護師の確保は大変重要である。勤務条件などを工夫するなど増員のために力を尽くすこと。
- (5) 市民病院として循環バスを走らせ、利用者の利便を図ること。
- ② 国民健康保険料の減免制度は現在、他課との連携をはかりながら生活困窮減免としても対応しているが、社会情勢の流動により被保険者の生活実態の急激な悪化や収入の激変が事実としてあるので、さらに実態に即したものとするため所得の激減した世帯にも柔軟に対応できるよう運用を改善すること。
- ③ 組合国民健康保険に対する事務費補助を継続し、拡充すること。
- ④ ひとり親医療費、小児医療費の助成を行っている自治体に対し国は国庫負担金の一部を減額している。このような国のペナルティー措置を止めるよう国に強く求めること。
- ⑤ 後期高齢者医療制度の廃止を国に求めること。
- ⑥ 75歳以上の医療の状況を広域連合から情報をもらい、市民に明らかにすること。

(七) セーフティーネットを強化し、貧困からいのちを守る。

- ① 介護保険料、国保保険料滞納者に対して実情を深く把握して適切な納付相談をすること。また、納付相談員や職員が直接、本人と接触しないまま資格証を発行するやり方を改めること。納付相談をもっと充実させるため、職員の増員をはかること。また、資格証とは何かの説明を直接本人にしないまま発行することもやめること。
- ② 生活保護に従事するケースワーカーに欠員がでないよう充足すること。年度途中で増員が必要になったとき、すぐに補充できるよう職員配置を検討すること。
- ③ 生活保護費の老齢加算の復活を国に要望すること。
- ④ 生活保護受給者の医療扶助を「医療証方式」にするよう国に強く要望すること。
- ⑤ 近年の猛暑を考えると、とりわけ高齢者世帯にはエアコンが必要となっている。生活保護受給世帯がエアコン購入のために福祉資金の貸付制度を利用する際には社会福祉協議会などへのコーディネートを行うこと。

(八) 市民のくらしを守るひらかれた行政を。

- ① 市の各種審議会などの女性委員の比率を、審議会等の設置及び運営に関する要綱に「30 パーセント以上を目標とする」と規定してあるように、その実現を図ること。
- ② しょうぶ園、プール等、市の施設はできるだけ多くの市民に利用していただくことが設置目的に合致している。「受益者」負担の原則のために、市の施設が利用しにくくならないよう、障がい者（含介護付添人）や高齢者、児童が個人使用の場合でも無料で利用できるようにすること。
- ③ 家庭用一般ゴミ収集を有料化すれば、ゴミ処理に対する市民との協働関係が薄れ市民からの協力が得られなくなることも予想される。減量化にも逆行する恐れがあり、市民や行政の双方にとって痛手となる有料化は、絶対におこなわないこと。
- ④ ゴミ集積場までの家庭用一般ゴミの持ち出しが、高齢化の進行と地形が相まって困難となっている地域においては、無理なくゴミ出しができるよう、対応を図ること。
- ⑤ ひとり親家庭の水道基本料金の減免制度を引き続き行うこと。
- ⑥ ひとり親の就労支援を抜本的に充実させること。ひとり親家庭の就労支援のための自立支援教育訓練や高等職業訓練促進のための給付金制度を引き続き行うこと。ひとり親の在宅就労の促進に力を入れること。
- ⑦ 地方交付税の不足分を臨時財政対策債で地方自治体に肩代わりさせるやり方は不正常である。国の責任で地方交付税を規定通り交付するよう要求すること。
- ⑧ 消費税は所得の低い人ほど重くなる最悪の大衆課税制度であり、福祉の充実には最も向かない税制です。地方財政の拡充との名目で消費税増税が論議されているが、消費税に頼らない地方財政の拡充を国に求めること。また、食料品・生活必需品の非課税を国に求めること。
- ⑨ 受益者負担の適正化としてコミュニティーセンターなどの有料化を行おうとしているが、自治基本条例（案）にもあるように市民活動を促進する上でも施設利用の有料化は好ましくない。これ以上の有料化を行わないこと。
- ⑩ 各種サービスが「受益者」負担の適正化と称して有料化など市民に負担転嫁されているが、財政運営の観点だけでなく公共が果たす役割や行政目的などを十分に考慮すること。これ以上市民負担を増やす料金の値上げは行わないこと。
- ⑪ 「神奈川臨調」の提言が実施されると市民生活に大きな影響を及ぼす。県営住宅の廃止や重度障害者医療費助成などの補助金の廃止など、福祉施策として

重要なものが削減対象となっている。市民生活を守るため、市として実施しないよう県に強く求めること。

2 教育・文化・スポーツ

(一) 憲法に基づいて教育条件の拡充につとめる。

- ① 「国旗」「国歌」が学習指導要領に基づいた指導であっても処分まで持ち出し職務命令で押しつけ・強制するやり方は教育の場に相応しくない。教育の条理が失われ、学校に明るさが失われている現状を直視し、教職員にも、生徒児童にも押しつけはやめる。
- ② 「子どもの権利条約」はこれまでの子ども観の変革をも要求するものである。しかし、子どもを取り巻く環境はますます悪化している。国連から勧告されているように早急な改善が必要である。「子どもの権利条例」を制定し、本市の施策の抜本的強化の契機とすること。
- ③ 国は小学1年生の35人学級に踏み出したが、早期に全学年を対象とすること。さらに30人以下学級の早期実現にむけていっそう努力すること。
- ④ 不登校児童・生徒の支援を強めること。連携・協力関係にある民間団体に対しては多様な形で充実させるとともに、保護者負担を軽減できるように財政的支援を拡充すること。
- ⑤ 教育の場にふさわしい職員会議のあり方が求められる。校務の運営が適切かつ円滑であり、創造性豊かな学校運営のためにも職員会議の民主的運営が図られるよう配慮すること。
- ⑦ 学校選択制は、廃止の方向で見直し検討すること。

(二) 小・中学校の施設を改善し、明るい学校づくりをすすめる。

- ① 中学校の完全給食は全国的には実施しているところが多い。本市での実施をめざし、検討委員会（仮称）を設置し、アンケート調査など具体化のための検討をはじめること。
- ② 学校の修繕などは市の施策の中でも優先順位が高い。限られた予算の中で執行するのではなく、学校現場からの要望に応えられる予算を組んで施設の改修にあたること。

- ③ 格差社会が拡大し、保護者の経済状況が悪化している。経済格差が教育格差にならないよう、教育予算を十分に保障し、義務教育無償の原則をつらぬくこと。また、こうした立場から公費負担とすべきものの標準を見直すこと。
- ④ 学校プールの全校設置を早期に実現すること。
- ⑤ 各学校のトイレ（第二系列）改修をすすめること。

（三）障がい児教育の充実をはかる。

- ① 同性介護の視点から男性介助員を増員すること。ハローワークなど広く公募を呼びかけるとともに、介助員の待遇改善をはかること。
- ② 市立養護学校の教員は専門教育を履修した教師を重視した配置を検討すること。また普通校からの転任の場合は、転任してから特別支援学校免許状を取得するのではなく、十分な研修や専門的な教育を転任に先行しておこなえるよう工夫・検討すること。

（四）高校教育の改善と充実をはかる。

- ① 全日制高校への進学率を向上させるため、公立全日制の募集枠を拡大することなど、希望者が全員進学できるよう県と協議する中で努力すること。
- ② 私立高校への助成を引続き増額し、保護者負担を軽減すること。保護者の経済的理由で退学する生徒がでないよう特別に配慮すること。
- ③ 高校の授業料の無償化を継続するよう国に求めること。市立学校の授業料等に関する条例第6条の滞納者の措置に関わる規定を削除すること。また、修業年限を3年に限定しないようにすること。
- ④ 市の奨学制度を充実させること。経済的理由で勉学の機会が失われることのないよう奨学金を受ける資格をもって応募した生徒にはすべて受けられるよう制度の拡充をはかること。
- ⑤ 市立総合高校を中・高一貫校にする検討をしているとのことだが、公教育として一部の学校だけを特別に扱うのは好ましくないので、止めること。

3 防災、まちづくり、環境

（一）防災と安心のまちづくりを。

- ① 東日本大震災の教訓を活かし、地域防災計画の抜本的見直しをすること。とくに津波避難所、避難経路などの整備・見直しを早急にすすめること。
- ② 「横須賀市の活断層」(パンフレット)を新たな状況を書き加えて再発行し、市民に提供すること。引き続き周知、啓発に努めること。
- ③ 急傾斜地崩落危険区域・土砂災害警戒区域・地すべり防止区域に指定された地域での防災対策を、ハード・ソフト両面より推進すること。特に、京急沿線脇の崖については、崖の崩落による脱線事故がおきていることから、京急や県、国土交通省にも万全の措置をとるよう強く要請するなど、全力をあげること。また、集中豪雨が多くなっていることから、住民啓発にも努めること。
- ④ 京急線各駅にホームドアを設置するよう京浜急行電鉄に求めること。
- ⑤ マンションの耐震化改修への助成を急ぎ具体化すること。財政難とのことだが、防災の観点から、優先度を高めて取り組むこと。
- ⑥ 「消防力の整備基準」の人員数の達成に特段の努力をすること。
- ⑦ 保育園、学童保育、作業所などの各施設の避難対応について、マニュアルづくりの実態を把握し、市の支援をいっそう強めること。
- ⑧ 小・中学校の防災教育・訓練の実効性を高めるために文科省の防災教育支援事業で採択された釜石市や東京板橋区のように専門家の協力を得て改善すること。

(二) 原子力災害対策を抜本的に強化する。

- ① こどもの周辺環境、特に、保育園・幼稚園・学校の雨どいの下や通園路・通学路の側溝など、放射性物質が溜まっていると思われるところの放射線の測定や清掃(除染)を継続して実施し、放射能の汚染状況のデータの推移を蓄積・分析し、長期にわたる放射能被害から市民の健康を守るため、周知や注意喚起など、適宜広報していくこと。また、除染した物質の仮置状態を早期に解消すること。
- ② 学校給食や市内の食材の流通に、いっそうの監視体制の強化を図ること。
- ③ 脱原発の立場を明確に表明し、その立場から核燃料工場GNF-Jについては、核燃料生産から自然エネルギー生産への転換を求めるとともに、県との連携を強化し、会社からの報告などは迅速に公表すること。
- ④ 原子力空母のメンテナンスは、エードメモワール違反であり、直ちにやめるよう米軍に求めること。市は通常のメンテナンスであると説明を受けているとのことだが、メンテナンスの内容を具体的に明らかにすること。福島原発事故で明らかのようにひとたび事故によって放射線が放出されれば一大事となる。国

会や政府の事故調の報告が出され、新たな規制機関が発足したことであり、旧原子力安全委員会が関わって作成された「原子力軍艦の原子力災害防災マニュアル」の見直しを求めること。

- ⑤ 原子力艦船に対する防災対策を強化するため、福島原発事故の教訓を活かして原子力災害対策特別措置法を抜本的に強化・拡充することを国に求めるとともに、原子力軍艦にも適用するよう国に求めること。少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求すること。
- ⑥ 市の原子力防災対策は地域防災基本計画に定められた内容で行うことが基本である。根拠法令もないまま米軍との防災訓練をするのではなく、地域防災基本計画に基づいて米軍、市民も参加した訓練に改めるようにすること。また、応急対応範囲とファクトシートの記述の違いの改善については、新たな原子力規制委員会に諮問するなど、専門家の検証を国に求めること。

(三) 自然エネルギーへの転換、環境優先の行政を推進する。

- ① 「低炭素で持続可能なよこすか戦略プラン」は原発依存の脱却や東京電力久里浜発電所の再開などで見直しが求められている。早急に見直しにとりくむこと。
- ② 太陽光発電設置への助成を拡充するとともに、公共施設の屋上や空き地などを利用できるようにするなど地域での発電事業を支援すること。その他地域でできる自然エネルギーへの転換をすすめ、原発依存から脱却を推進すること。
- ③ ゴミの発生抑制、減量化、資源化をすすめること。生ゴミ、植木せん定材などは堆肥化やバイオガス化などによって再資源化し、焼却と埋立処分の減量にいつそう全力でとりくむこと。廃プラスチックゴミのサーマルリサイクルは見直すこと。
- ④ 市の施設の節電の努力の継続、省エネ型の蛍光灯への切り換え、冷暖房設備の省エネ化、物資のムダの排除など省エネルギーの徹底・推進をはかること。
- ⑤ 持続可能な社会形成に向けた環境問題はますます重要性を増し、資源保全、自然エネルギー化と低エネルギー社会の形成、二酸化炭素排出削減、放射能汚染からの防御などそのとりくみも前進してきている。今まで以上に環境教育の拡充に努めること。

(四) 都市計画への市民参加を保障し、住みよいまちづくりを市民とともにすすめる。

- ① 住友重機浦賀工場が閉鎖されたままでは浦賀のイメージにとってもマイナスである。浦賀のまちづくりは横須賀のまちづくりの“目玉”とのスタンスで住友重機と粘り強い交渉を続け、できる限り土地の無償提供を求めること。
- ② 開発行為者の経営状況が悪化して開発現場が中断することのないよう、防災保証金制度の創設を国に働きかけるなど、引き続き国や県とも協議していくこと。
- ③ 東京湾口横断道路計画については、国は個別の調査を止め、市も、予算を用いた積極的な誘致事業等は止めている。しかし、「計画自体を廃止したわけではない」とする国の動向を、市は、いまだもって注視するという。市としてキッパリと廃止の立場に立つこと。
- ④ 金田湾沖への首都圏第三空港の立地は、環境、安全、財政、アクセスなど多岐にわたる問題が存在しており、また住民にとって必要性が乏しく合意も得られていない。候補地の要望を取り下げ、誘致活動はやめること。
- ⑤ 緑地の保全と創造につとめ、環境や景観にすぐれたまちづくりに今後とも取り組むこと。都市公社から買い受けた緑地を保全するとともに、緑地保全に逆行するような市有地売却を止めること。また、緑基金の積立を当初の趣旨に従って再開するよう、努力すること。

(五) 便利で快適なくらし、

- ① 以下の整備を行い、通行者の安全や地域の活性化をはかること。
 - イ JRに働きかけ、久里浜駅南側の引き込み線の廃止・撤去を含め、通行者に迷惑が及ばないようにすること。
 - ロ 津久井のみかん園・いちご園・いも掘りなどで観光バスを含め訪れる人は大変多い。津久井高田橋～牛込間の市道拡幅については、交流人口の増加と地域活性化などの観点からも地元の地主や関係者と協議をすすめ実現をはかること。
 - ハ 村岡橋に入る道路は角度がきつく歩行者と車がすれすれで行き違う危険な状態が放置されたままになっている。村岡橋の拡幅と橋の角度を改善すること。
 - ニ 長沢2丁目、野比1丁目（五明山入り口）の京急踏切を拡幅すること。
- ② 交通の利便性をはかるため、引き続き努力すること
 - イ バスの継続乗り継ぎ（鴨居から久里浜。林経由市民病院行きなど）制度がないので料金負担が多くなる。継続乗り継ぎ扱いの実現をはかること。

- ロ 市民の要望に応えバス路線の増設とバスの増発をはかるよう京急に求めること。
- ③ ノンステップバスは公費負担の導入で年々増えてきているが、事業者の独自の努力も要請して、2015年には100%となるよう、さらに増車をはかること。
 - ④ 佐原の三浦一族の記念塚の整備と案内板の設置など文化財としてしっかり位置づけること。
 - ⑤ 市営住宅への入居の要望が多い。新規建設や建て替え等を当分行わないという方針を改めるとともに、借り上げ方式の市営住宅を研究するなど、安価で良質な住居を提供できる方策をとること。
 - ⑥ 市営プールのトイレの洋式化をすすめること。
 - ⑦ いわゆる「過剰設備」状態などの水道事業における諸問題は国の政策誘導によるところが多く、主要な責任は国にある。改善措置の拡充をひきつづき国に強く働きかけ、過剰設備のしわ寄せが水道料金の値上げとなって市民の負担にならないようにすること。
 - ⑧ 大口需要者の進出時には大口径管の敷設や給水に万全を期してきたが、投資資産の未償却の状態企業の移転・撤退がおこなわれると、その負担は市民が負うことになる。大口需要者である企業の移転・撤退に伴う企業負担のあり方について、（例えば、当該投資資産の減価償却残存部分についての一定率負担を要求するなど）ルールづくりを検討すること。また、国にも検討を求めること。
 - ⑨ 水道水の需要増加が見込めないもとの、累進制を緩めて需要増を期待する向きもあるようだが、需要増にならず料金収入を減らすだけになる恐れが懸念される。上水道・下水道とも月量500トン止まりになっている料金体系は改めるべきである。他事業者のように月量500トン以上にもランクを設けた累進制の料金体系にして、中小業者や一般家庭の値上げを抑えること。また、ひとり暮らし高齢者などの負担を実情に合わせるために、基本水量を月8トン以下に引き下げること。
 - ⑩ 公道に個人住宅用の水道管を敷設する場合は給水者の責任で敷設すること。
 - ⑪ 合流式下水道改善事業は、既に着手されているところではあるが、料金収入に反映しない純支出事業である。環境対策事業であることから基本的に国に負担を求めるとともに市費の繰入を維持し、下水料金の値上げにつながらないようにすること。

4 産業と地域経済

(一) 大企業の社会的責任を果たさせ、正規雇用拡大、地域経済を守る。

- ① 大企業の進出・移転・撤退・リストラなどが大企業の思い通りにすすめられているところに問題がある。企業動向については早期の情報把握につとめること。市の奨励策は市民と中小企業の支援に重点をシフトすること。
- ② 市が奨励金を出すなどの企業誘致策は雇用の拡大に役立つようなしくみのものにする。
- ③ 「規制緩和」政策で不安定雇用者が急増している。非正規雇用を規制する労働法制の改定を市としても国に要求するとともに情報収集に力を入れてとりくむこと。また、最低賃金を1,000円以上にしよう尽力すること。

(二) 農・漁業を振興する。

- ① 食料の自給率向上、食の安全という観点に立つとともに、「地産地消」の取り組みをさらにすすめること。さらに学校給食に対して「地消地産」（学校給食で必要とする食材をできるだけ地元で生産する）の観点も取り入れ生産者と学校との間で積極的にコーディネーター的役割を担っていくこと。
- ② 都市農業・近海漁業の重要な役割を評価し、継続発展のため支援策を抜本的に強化すること。農業・漁業体験を小中学生のときからできるようにして、一次産業の大切さを学べるようにすること。後継者育成について農協・漁協などとも協議をすすめ、「地域担い手育成総合支援協議会」の充実をはかること。
- ③ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。

(三) 中小企業・商店の営業を守るとともに、地域経済の基盤を強化する。

- ① リフォーム助成制度は低迷している地域経済の起爆剤として業者のみなさんや市民の要望の強いものである。経済対策と位置づけを明確にするとともに制限を緩和して多くの市民が利用できるよう思い切った予算計上をすること。
- ② 「横須賀市中小企業振興基本条例」を生かした施策を具体化すること。また、県の「中小企業活性化推進条例」を活用し、市としても総合的な中小企業振興策を抜本的に強化すること。
- ③ 県内、川崎市でも公契約条例が制定された。本市においても国の法整備を待つ

という姿勢を改め、公契約条例の制定を進めること。

- ④ 地元小売商店振興策を抜本的に充実すること。商店街の空き店舗対策、商店街の活性化事業補助及び地域商店街における地域商業振興ビジョンの策定、中小企業団体共同施設補助などをすすめ、関係者とともに実現に努力すること。
- ⑤ 市発注工事、物品購入など市内中小業者優先発注を堅持すると共に、各部局にも市内中小業者優先発注を徹底すること。また、分離分割発注によるコストアップがあっても、市内業者が受注すれば税収増として循環することも考慮し、全体として地域経済を活性化させる立場から分離分割発注を促進すること。

5 非核・平和、基地問題

(一) 有事体制に反対し、平和憲法・軍転法に徹した市政運営を。

- ① 横須賀市長として、第 9 条をはじめとする平和憲法を擁護する立場を明確にすること。
- ② 「国民保護計画」に関連する予算措置をおこなわないこと。
- ③ 日米親善よこすかスプリングフェスタ」や「よこすかみこしパレード」など基地の観光化政策などの継続は基地依存からの脱却に反し、軍転法の趣旨にも合わないのを止めること。“よき隣人政策”は米国の軍事政策の一環であり、これに呼応するような施策は外国との真の友好関係とは異なるものであり、基地が存在する自治体として行うべきでないことから直ちに止めること。
- ④ 戦前、戦後の暮らしや戦災などの貴重な資料を散逸から守るとともに、貝山地下壕など戦跡の保存につとめ、反核平和に関する資料とともに収集・管理・展示の諸活動を充実発展させること。
- ⑤ 米空母の横須賀母港化にあたり核持ち込みを容認した核密約が存在していたことが明らかとなり、横須賀に核が持ち込まれていたことが否定できないことが明確となった。この密約がいまだに破棄されていない。したがって米国に核持ち込みの権利が継続することになり、今後も横須賀への核持ち込みがなされる可能性がある。「核兵器廃絶・平和都市」宣言をしている責務として、市の姿勢を積極的に示し、核密約の廃棄を要求するとともに、非核三原則の法制化を国に強く要請すること。
- ⑥ 「核兵器廃絶・平和都市」宣言の横須賀市長として核兵器廃絶のイニシアチブを発揮すること。また、平和市長会議や日本非核宣言自治体協議会に参加し、核廃絶や平和推進活動をいっそう活発に行うこと。

(二) 原子力空母の横須賀配備を撤回するとともに、基地返還を促進する。

- ① 福島原発事故、三浦半島活断層群による地震発生確率増の報道などにより、原子力空母など原子力艦への不安が市民の中に広がっている。原子力空母を現実のものとして受け止めるだけでは市民の安心・安全を確保することができない。原子力災害の防災対策の万全を求めるとともに、一番確実な安全対策として原子力空母の横須賀配備を撤回するよう国に求めること。
- ② 第七艦隊のすべての艦船の母港取り消しを要求すること。
- ③ 長井住宅跡地の通信施設の早期返還を求めること。
- ④ 日米地位協定第2条3項では「合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討する」としている。水上機の滑走水域として設定された漁業制限水域は、水上機がないもとは必要がないと思われるが、国にこの確認を改めて米軍に求めるよう要求し、制限水域の解消を求めること。
- ⑤ 相模湾の原潜行動（訓練）区域の解消を国に要求すること。
- ⑥ 旧軍港市転換法は「平和産業港湾都市に転換することにより、平和日本実現の理想達成に寄与することを目的」としている。関東自動車の工場用地を自衛隊が取得したことや市営長浦埠頭の自衛隊使用などは、自衛隊基地の強化・拡張につながり「軍転法」がめざした都市像に逆行することになる。固定資産税収入も得られず、市民にとって後退といえる。今後これ以上の基地機能の強化・拡張がされないよう防止策を講ずること。また、「軍転法」の適用を回避して、所管替えによる防衛施設の拡大を認めないこと。
- ⑦ 大矢部弾薬庫跡地の文化財を市民の財産としてしっかり維持管理すること。跡地の利用計画を市民参加で作成すること。横須賀市への無償譲渡を国に求めるとともに、暫定的にでも市民に解放するなど、市民本位の利用をすすめること。
- ⑧ 米軍基地の返還を促進するため、住民参加で基地跡地利用計画をつくり、都市計画決定をすること。計画の実現のため関係機関に基地返還を積極的に働きかけること。

(三) 基地被害から市民を守り、市財政負担をなくす。

- ① 原子力空母のメンテナンスは、通常のメンテナンスと言うことだがその内容も

明らかとなっていない。メンテナンスの内容を明らかにするとともに、放射能管理を伴うものはエードメモワール違反であり、直ちにやめるよう米軍に求めること。

- ② 原子力艦船に対する防災対策を強化するため、福島原発事故の教訓を活かして原子力災害対策特別措置法を抜本的に強化・拡充することを国に求めるとともに、原子力軍艦にも適用するよう国に求めること。少なくとも国内の原子力発電所の防災対策と同等以上のものにするよう国に要求すること。
- ③ 市の原子力防災対策は地域防災基本計画に定められた内容で行うことが基本である。根拠法令もないまま米軍との防災訓練をするのではなく、地域防災基本計画に基づいて米軍、市民も参加した訓練に改めるようにすること。また、応急対応範囲とファクトシートの記述の違いの改善については、原子力安全委員会に諮問するなど、専門家の検証を国に求めること。
- ④ 「テロ対策」と称して実施している原潜入港通告の非公開臨時措置をやめること。
- ⑤ ごみ・排水処理など米軍基地の公害防止のため市独自の立ち入り調査を要求し市民生活に関する国内法を遵守させること。
- ⑥ 米軍人の市内居住に反対し、米軍人、軍属に対する税の特権的減免を廃止するよう国に要求する。また、米軍がすすめている民間住宅提携プログラム（RPP）は実質的な基地拡張である。市税納入していない米軍人が基地外に居住するということは、事実上市財政負担の増大につながる。また米兵犯罪を根絶する観点からも、市に権限がないとはいえ、反対の意思をハッキリと示すこと。
- ⑦ 市民税を納入せず市内に居住している米軍人、軍属のゴミ処理、し尿処理、下水道の料金は処理コスト（施設建設、管理運営、人件費などを含む）で算出した実費を要求すること。これら軍関係の経費については、普通交付税において、基準財政需要額のなかで見られているというが、基地外居住が増加している昨今、実際に要している額との比較・検証をして、市民に納得できる説明をすること。
- ⑧ 地位協定の改善は運用の改善ではなく、抜本的見直しを国に要求する。とくに屈辱的な刑事裁判権規定を改めることや日本側の立ち入り調査権を設けること、第一次裁判権の放棄を指示した法務省通達の破棄などをつよく国に要求すること。
- ⑨ 米兵による痛ましい事件が後を絶たない。米兵犯罪根絶のためには、「友好関係」を断絶するなどの厳しい対応が求められる。また、事件が起こった場合には必ず文書で厳しく抗議し再発防止策を求め、実施報告を要求すること。米兵犯罪の被害者に対して、被害者の立場に立って相談をするなど、支援をする

こと。

- ⑩ 市財政を充実させる立場からも、横須賀の経済的发展を阻害している米軍基地の返還を強く求めること。返還されるまでは基地交付金の大幅増額を国に要求すること。その際基地の存在による損失額などを算定し、増額要求の根拠を明らかにして臨むこと。